

令和6年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 10名
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川清二 芥川高一 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
鎌賀和夫 太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 宮本委員 中村委員
6. 議 事
 - (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第30号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (6) 報告第15号 許可不要転用届について

事務局 定刻前ですが出席予定委員お揃いですので、只今から令和6年第8回農業委員会総会を開催いたします。本日、鎌賀委員、太田委員ご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、八月の非常に暑くお忙しい中ご出席頂きお礼申し上げます。総会終了後、遊休地のひまわりの撮影を予定していますので、お時間が許される委員はご出席よろしくをお願いします。なお、20日から山陰地方への研修を予定しています。宇土駅集合ですので宜しくお願いします。

また、熱中症やコロナ感染症が流行っています。どうぞ体調管理にお気をつけ下さい。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の上村委員よりご説明をお願いします。

上村委員 親子間での賃貸借となります。特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で1分、農機具を所有し、譲受人は農業経験はありませんが、農業経験が豊富な譲渡人の父や母とともに営農を行うとのこと。主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長	異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。
長溝委員	記載事項のとおりでありました。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約200m、農機具を所有し、譲受人は農業経験はありませんが、家族や神社の使用人とともに自給用野菜を栽培し、畑として管理していくとのこと。主たる作物は露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の本田委員よりご説明をお願いします。
本田委員	議案書記載のとおりでありました。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号 3 番については承認致します。次に申請番号 4 番について確認委員の宮本委員よりご説明をお願いします。
宮本委員	山間部の奥地で特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 4 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 1 時間、農業年数は 12 年、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので申請番号 4 番については承認致します。次に申請番号 5 番について確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。
加悦委員	記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 5 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農業年数は 15 年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号5番については承認致します。次に申請番号6番について確認委員の加悦委員よりご説明をお願いします。

加悦委員 記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明します。地図は9ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩1分、農業年数は2年、農機具を所有し、主たる作物はさつま芋、サトイモ、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号6番については承認致します。次に申請番号7番について確認委員の宮本委員よりご説明をお願いします。

宮本委員 記載事項のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明します。地図は10ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩で1分、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物はピーナツ、キュウリ、トマトになり、3

条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号7番については承認致します。以上、議案第27号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。

中村委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、栄町に居住する個人です。新たにオープンする近隣の飲食店が客用の駐車場を探していたため、現在保全管理を行っていた申請地を駐車場として貸し出す計画を行い、今回の転用申請となりました。また、自宅西側の農地の宅地開発に伴い今後も駐車場の需要があると見込まれます。なお、申請地は、都市計画用途地域内にある第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第28号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。この案件については、重元委員が関係者となりますので一時ご退席願います。

<重元委員退室>

境議長 申請番号1番について、確認委員の芥川高一委員より説明をお願い致します。

芥川委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、走潟町で農産物の生産及び加工販売、観光農園の経営等を行う法人です。申請地は、令和2年頃から観光農園の駐車場及び売店として利用されているため、今回の転用申請となりました。なお、転用の手続きが必要であることを知らなかったとのことで始末書添付の案件です。申請地は、農振農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において農業用施設用地に付随する駐車場として変更がなされ、許可が可能なものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第29号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。重元委員には着席をお願いします。

<重元委員入室>

境議長 次に、議案第30号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号

順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回はすべて、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規設定です。次に 18 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 6,024 m²、畑が 762 m²、合計が 6,786 m²となっています。次に 19 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 8 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 53,845 m²、農業公社による利用権の新規設定が 76,858 m²、再設定が 70,172 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 30 号について承認します。次に、報告第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。21 ページをご覧ください。解約件数は 4 件、総合計は 4 筆で 4,258 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 14 号について承認します。次に報告第 15 号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。23 ページをお開きください。地図は 25、26 ページ及びスクリーンをご覧ください。番号 1 番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。宇土不知火線活力創出基盤交付金事業及び郡浦網田単県道路改良事業の用に供するための転用になります。農地法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 1 項第 1 号において、

「国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合」は農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第15号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。

事務局 非農地判断について報告します。非農地判断とは、現況が森林の様相を呈するなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地について、農地に該当しない旨の判断を行う手続きです。非農地判断を行うことにより、農地法の規制がかからなくなるため、農地転用許可等の対象外となります。地区農業委員の現地調査等による審査後、農業委員会への報告することとされていますので、今回所有者から申し出がありました赤瀬町の4筆につきまして、報告します。スクリーンをご覧ください。現地調査の結果、1筆目は荒廃した原野の状態で、今後農地としての利用増進を図ることが見込まれない農地であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。2筆目は現況が公衆用道路の一部となっており、農地としての利用ができない状態であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。なお、登記簿上は現地確認不能地となっておりますが、閉鎖した字図により場所を確認しています。3筆目及び4筆目については、農地としての利用はされておらず、周辺を含め既に山林化しており、今後も農地としての利用は困難な農地であるため、非農地判断を行うことが適当と思われます。なお、この2筆と登記地目が原野である別の1筆をあわせた3筆は筆界未定地となっておりますが、全体が山林の状態でしたので問題はないかと思います。以上です。

境議長 その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を福島委員にお願いします。

福島委員 お疲れ様でした。これをもちまして令和6年第8回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 中村 英子 印